

独居高齢者襲う「生前&死後」の大難問

人生100年時代を迎え急増中のひとり暮らしの高齢者と家族は早めの対策を

葬儀の型式やお墓の準備など

高齢者のさらなる「高齢化」が進んでいる。わが国の高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は27.3%(総務省/16年確定値)。今年3月1日時点の統計によると、75歳以上の人口は1千770万人で65〜74歳の1千764万人を初めて超えたという(総務省人口推計/18年)。

75歳以上になれば、病気や不調になりやすく、運動能力や判断力が衰えてくる。そうなってしまう前に、考えるべきこと、手を打っておくべきことがたくさんある。

とりわけ深刻なのは、高齢者のひとり暮らしの増大である。専門機関による日本の人口の将来推計では、いまから22年後の2040年には全世帯の4割以上が高齢世帯となり、



独居高齢者は今後も増え続ける

的な理由で引き取れない場合に備え、低価格で申う民間サービスも登場している。

「最期をどう迎えるか」——これもまた、日頃から考えておきたい問題だ。前出の横須賀市の事業では「リビングウイール」(生前の意思を盛り込むことが可能だ。本人の判断力のあるうちに、自分の末期医療について延命措置を拒否する「尊厳死」のことだ。自治体の場合は一定の条件(月収、預貯金など)があるが、誰でも会員登録ができる「日本尊厳死協会」では、以下の項目について事前

さらにその過半数は75歳以上の世帯になる。「高齢化した高齢者」が増えると、伴侶を亡くし、子どもにも先立たれるというケースさえ出てくる。それに加え、生涯未婚率の上昇で身寄りのない高齢者も増え続ける。2040年には高齢者男性の5人に1人、女性の4人に1人がひとり暮らしという推計が出ている。独居高齢者の急増である。

言葉としてすっかり定着した感のある「終活」だが、具体的に準備している人は少ない。「墓の準備」(24.7%)、「納骨や埋葬方法を決めておくこと」(10.2%)程度(経済産業省「安心と信頼のある『ライフエッセンス』」の創出に向けた調査研究事業報告書/12年だ。「終活」には残された家族に迷惑をかけるまいというだけでなく、生涯

指示書を作成する。

1. 不治の病の場合、延命措置はしない
2. 苦痛を和らげる緩和医療は希望
3. 植物状態に陥ったら、生命維持装置は取りやめてほしい

患者の希望によって医師が積極的な医療行為で死期を早める「安楽死」とは違い、「尊厳死」はあくまでも本人の意思で安らかな最期を迎えるという意思表示である。

生涯独身だったBさん(享年68・女性)は、胆管がんの手術後、自らの意思で抗がん剤治療を拒否。緩和医療(緩和ケア)を受けながら、亡くなる3週間前まで好きな仕事を続け、それまで通りの生活を送ることができた。死後の献体の登録手続きも自分で行っていたため、遺体は病院から直接、大学に搬送された。通夜、葬儀はせず、友人有志が「お別れの会」を開催。生前、プロのカメラマンが「遺影」として撮影した笑顔の写真とBさんの好きな花がたくさん飾られ、和やかな会だったという。

独身で、託す相手がいないという人の関心も高まっている。身内との死別経験をきっかけに、自らの「終活」を実行し始めたシニアは多い。5年前に母を亡くしたAさん(59歳・女性)。両親は若いときに離婚し、母の実家の墓はずでに他界した伯父(母の兄)の遺族が継承。都内の霊園に存在していることは知っていたが、県外に引越してからは墓参りに行くこともなく、「生前、母とはお墓の話はほとんどしていませんでした」という。Aさん自身も未婚で子どもがいないため、いまからお墓を買っても将来、管理する人がいない。そこで母の埋葬先は交通の便がよい都心のお寺をネットで見つけ、永代供養墓を選んだ。費用は30万円、管理費等はかからない。翌年、Aさんが引き取って飼っていた母の愛犬も

彼女のようになり、自分らしい「終活」を全うするのは素晴らしいが、家族や親しい間柄でも、死に対する不安や疑問を語り合うという機会はなかなかない。しかし最近、お茶を飲みながらリラックスして死について話す、「デスクカフェ」という場が話題になっている。死をタブー視せずに話し合うことで、「終活」や「エンディングノート」作成のきっかけになることも多い。

認知症のリスクは家族信託で

「人生100年」といわれるほど超長寿時代となったいま、ある時期、突然やってくるのが認知症に伴うリスクだ。亡くなった後に財産をどう分けるかではなく、長い老後をどのように過ごすかが課題となる。

85歳以上の高齢者のうち、25%以上が発症しているといわれる認知症は、21世紀の国民病と呼ばれるほど、誰にでも起こりうる問題だ。

Cさん夫婦(共に60代)は高知県で暮らしていた母親を東京に引き取って同居していたが、90歳になっていよいよ認知症が進み、介護施設に入居させた。母親の年金振込先を変更

お世話になった。「私も死んだら、ここがいいと思います」。

新しく墓を求めようとする人の3分の1が、永代供養墓や、自然葬(散骨、樹木葬など)を選ぶようになっているという。こうした「個人化」の波は葬儀の形にも表れ、会葬者がいない家族葬や、通夜や葬儀を行わずに茶毘に付す「直葬」が急増している。

死について語る「デスクカフェ」も

新たな問題として、死後に引き取り手がいない無縁遺骨の対応に自治体が苦慮している。神奈川県横須賀市では、15年から身寄りのない65歳以上を対象に「エンディングサポートプラン事業」を始めた。市が窓口となり、高齢者本人が生前に葬儀社と契約を結んで前もって費用を払う仕組みだ。身元が判明しても、経済

するため、本人名義の銀行口座を解約しようとしたところ、「本人でない」と手続きは不能」と銀行から回答された。「解約のために、わざわざ高知まで連れて行けるわけがない」と訴えても認められず、結局、母親名義の預金は凍結状態のままだ。

このように、認知症によって判断力が低下すると、たとえ家族でも、不動産契約の締結、生前贈与、保険の加入や受け取り、預金の引き出しや振り込みといった行為ができなくなるリスク(「財産デッド・ロック」という現象が生じてしまうのだ)。

そこで注目されてきたのが「家族信託」という制度だ。認知症になる前に家族信託を結んでおけば、信託契約に基づいて、預けられた財産の管理と、個々の状況にあった相続対策ができる。認知症を発症した親の介護費用を親本人の預金から捻出したり、施設の入所金に実家の売却費用を充てたりすることも可能だ。

日本が突入した超高齢化社会に備えるため、独居高齢者と家族を襲う「生前&死後」の大難問を考えると、必要がある。決して早過ぎるということはない。